

気候変動を考慮して多摩川、関川の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、多摩川水系および関川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

気候変動の影響を考慮した一級水系の河川整備基本方針の変更は、令和3・4年度に変更した新宮川、五ヶ瀬川、球磨川、十勝川、阿武隈川の5水系に続き、今回の変更で7水系になります。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。

多摩川水系 石原地点 既定計画 8,700m³/s → 今回変更 10,100m³/s

関川水系 高田地点 既定計画 3,700m³/s → 今回変更 4,000m³/s

支川保倉川 松本地点 既定計画 1,900m³/s → 今回変更 2,100m³/s

※この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。

- 多摩川においては、
 - 治水・環境・利用が調和した川づくり
 - 高規格堤防による超過洪水対策
 - 下水道施設の浸水対策、流域による雨水貯留の取組等の内水対策

関川においては、

- 保倉川放水路の追加対策（拡幅等）
- 水田貯留の普及・拡大
- 水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導

など、流域治水の取組を推進する方向性を提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

・「多摩川及び関川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyokeikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

課長補佐 吉井 拓也（内線:35372）

係員 岡安 龍一（内線:35374）

代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8445

気候変動を踏まえた「関川水系河川整備基本方針」 変更の概要

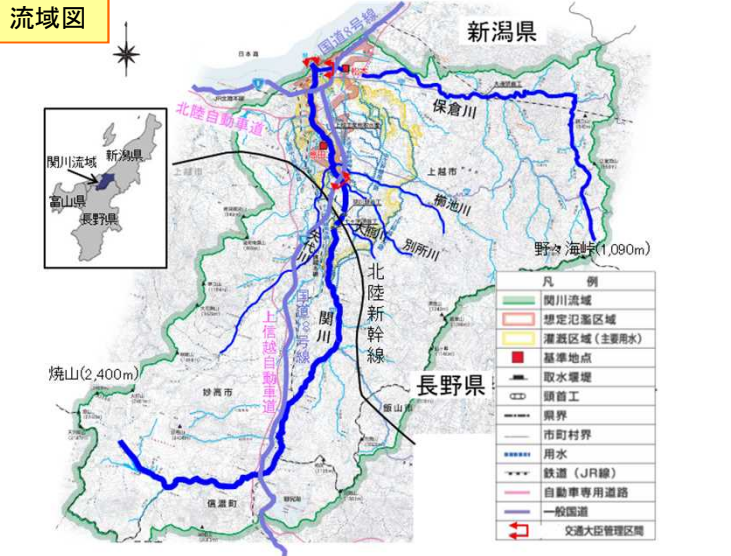
○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模(基本高水)を次の通り変更し、河道と洪水調節施設等に配分

関川 高田地点: 3,700m³/s⇒4,000m³/s(約1.1倍)

支川保倉川 松本地点: 1,900m³/s⇒2,100m³/s(約1.1倍)

○関川本川では、洪水調節施設として遊水池、既設ダム再開発による貯留の効果発現が期待でき、保倉川では、放水路の追加対策(拡幅等)が実現可能かつ早期の効果発現が期待できるため、これにより基本高水の流量増加分を処理。

○水田の雨水貯留による流出抑制の取組拡大や、水害リスクを考慮した土地利用や立地の誘導等の水害に強い地域づくりの取組等の流域治水を推進する方向性についても提示。

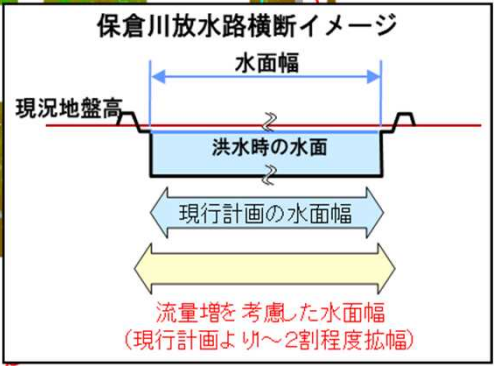
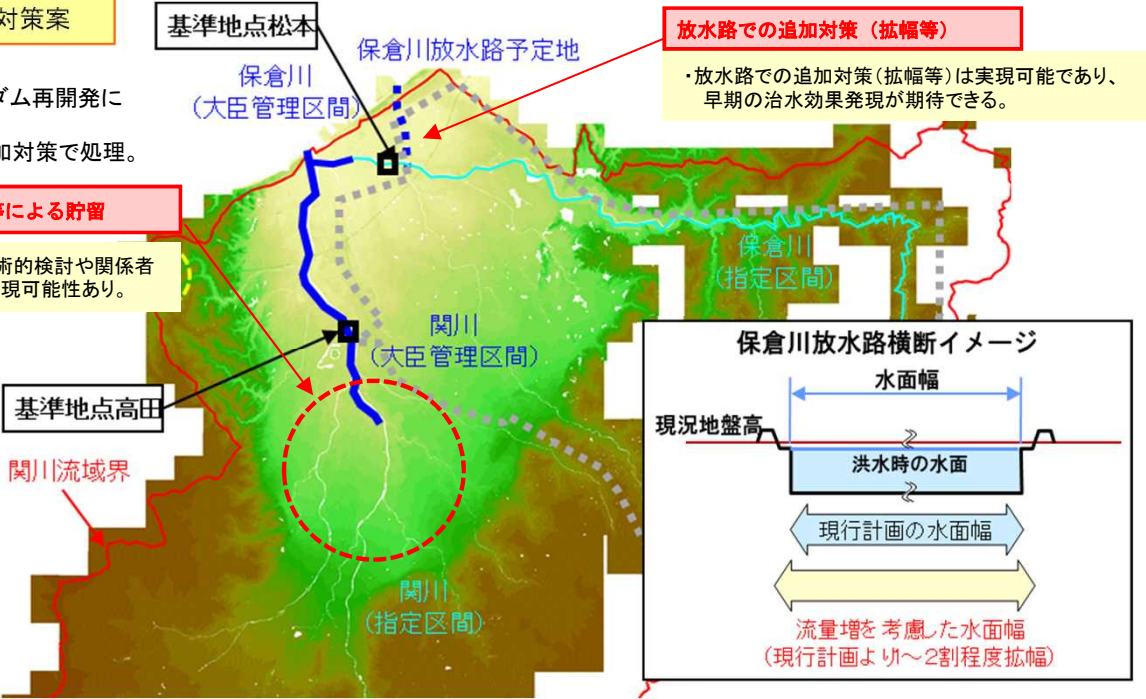


関川本川・保倉川の治水対策案

基本高水流量増加分を、関川本川は、遊水池と既設ダム再開発による貯留で処理。保倉川では、放水路での追加対策で処理。

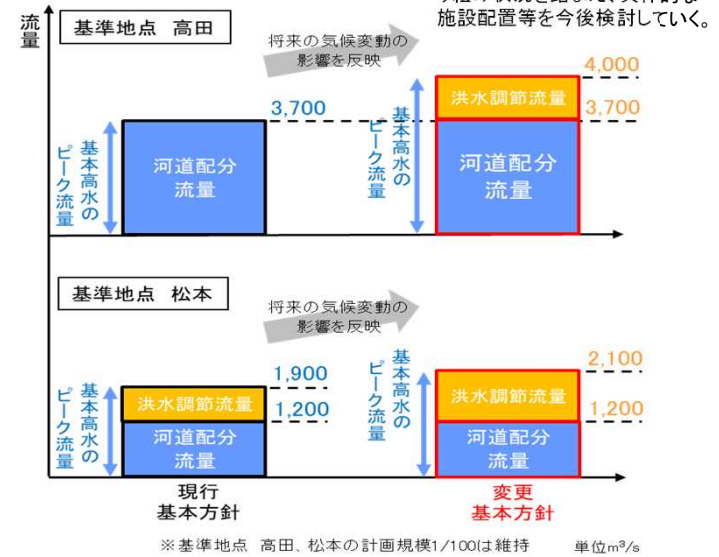
遊水池、既設ダムの再開発等による貯留

・ダム再開発や遊水池は、技術的検討や関係者との調整は必要であるが実現可能性あり。



河道と洪水調節施設等の配分流量

洪水調節施設等については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。



水田への雨水貯留による流出抑制

関川・保倉川流域は古くから稲作が盛んである。平成19年度より、田んぼに水位調節機能を持たせ、一時的に貯留させることなどにより河川や水路の急激な水位上昇を軽減させる田んぼダムの取組を実施している。

■田んぼダムの活動組織、取組面積(令和3年度末現在)

流域	活動組織(組織)	取組面積(ha)
関川	9	277.95
保倉川	27	948.26
合計	36	1,226.21

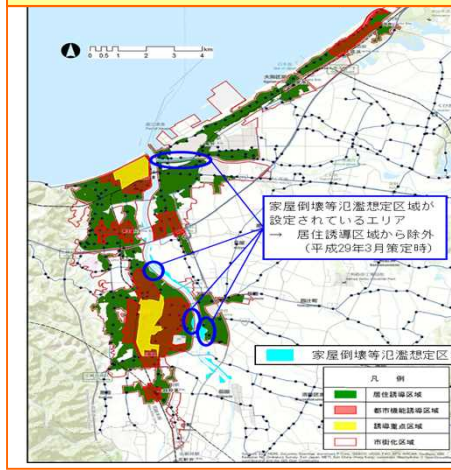


田んぼダムの取り組みを看板でPR(上越市三和区・川湖環境保全会の事例)



田んぼダム排水口の例(排水口にゲートを設置)

水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導



流域の上越市、妙高市では、地区毎の浸水リスクを踏まえて立地適正化計画における居住誘導区域を設定するとともに、防災対策・安全確保策となる「防災指針」の検討を予定

上越市立地適正化計画(令和3年7月変更) 抜粋

河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。